

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 8 月 16 日 (金) 第 541 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
 ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 1
 ○公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
 ○公共測量の終了 (監理課取扱い) 2
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 2
- 公 告
- 指定管理者の公募公告 (国際交流課取扱い) 2
 ○落札者等の公告 (水産振興課取扱い) 4
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第609号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 6 年 8 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25457	令 和 6 年 7 月 30 日	雑 誌	劇画華 Vol. 1 68549-78	大洋図書	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25458			マイビュアレディー ナース奈緒美／快樂病棟の情事 50209-44	双葉社		
25459			今でも忘れられないアノ体験談、話します Vol. 6 50465-44	リード社		
25460			ケン月影珠玉作品選 内緒の多い妻編 59003-89	ぶんか社		
25461			無敵恋愛S * g i r l D X 5月号 08577-5	ぶんか社		

鹿児島県告示第610号

肝属郡東串良町川東4844番地1 楠正水産有限会社代表取締役楠田勇二及び曾於郡大崎町横瀬1628番地 大正水産有限会社代表取締役大和学からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 6 年 8 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 東串良町・大崎町区域（東串良漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として機船船びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第611号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 8 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 7 月 3 日から同年10月18日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市祓川町地内

鹿児島県告示第612号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から令和 5 年12月26日鹿児島県告示第951号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 7 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 8 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

大隅地域振興局告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 6 年 8 月 16 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
おいもちゃんハウス	鹿屋市西原二丁目4番5号1	特定非営利活動法人おいもちゃん家	鹿屋市西原二丁目4番5号	藤田 京子	令和 6 年 6 月 15 日	共同生活援助

公 告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和 6 年 8 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県国際交流センター（以下「センター」という。）
- 2 公の施設の所在地
鹿児島市加治屋町19番18号
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
 - (2) センターの施設を利用した事業の企画及び実施に関する業務
 - (3) センターの施設の利用者の募集及び利用の許可に関する業務

- (4) センターの施設の利用に係る料金に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、センターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- 5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
- (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人県民税，法人事業税，消費税，地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
- なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
- ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
- エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
センターのサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。この場合において、5 の(1)に掲げる要件は、当該複数の団体等のうちいずれかの団体等が該当すればよいものとする。
- 7 申請の方法
- (1) 申請書類
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- ウ 管理の業務に関する収支予算書
- エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）
- オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類
- カ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の提出先
鹿児島県観光・文化スポーツ部国際交流課国際交流係（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）
- 8 申請を受け付ける期間
令和 6 年 8 月 19 日（月）から同年 9 月 20 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、郵送により提出する場合は、令和 6 年 9 月 20 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。
- 9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準
- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県観光・文化スポーツ部国際交流課国際交流係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、令和6年8月19日（月）から同年9月20日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和6年8月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
漁業指導取締兼調査船 1隻
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県商工労働水産部水産振興課漁業監理係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社井筒造船所
長崎市戸町四丁目11番11号
- 5 落札金額
1,464,100,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和6年6月7日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体及び法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年8月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体
その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
竹田まさひろ後援会	竹田 正博	竹田 真由美	曾於市末吉町南之郷 3806番地1	令和6年 7月3日

- 2 異動の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
うえやま貞茂後援会	上山 貞茂	会計責任者の氏名	道免 芳隆	道免 明美	令和 6 年 3 月 30 日
鹿児島県建築政治連盟	梶井 銀二郎	代表者の氏名	梶井 銀二郎	中村 明人	令和 6 年 5 月 24 日
鹿児島県宅建政治連盟	上野 寛	代表者の氏名	上野 寛	桑鶴 悟	令和 6 年 6 月 13 日
公共政策研究会	渡邊 則忠	政治団体の名称	公共政策研究会	大戸ひろあき後援会	令和 6 年 6 月 1 日
		代表者の氏名	渡邊 則忠	大戸 宏章	令和 6 年 2 月 18 日
		会計責任者の氏名	大戸 宏章	飯尾 明彦	
しおかぜの会	小幡 雅道	主たる事務所の所在地	鹿児島市荒田一丁目42番2号1F	鹿児島市東千石町3番43号	令和 6 年 7 月 16 日
しおた康一後援会	塩田 康一	主たる事務所の所在地	鹿児島市荒田一丁目42番2号1F	鹿児島市東千石町3番43号	令和 6 年 7 月 16 日
下鶴隆央後援会	上野 宏美	会計責任者の氏名	松坂 光久	下鶴 昭徳	令和 6 年 7 月 25 日
なみせあつろう後援会	浪瀬 敦郎	会計責任者の氏名	浪瀬 敦郎	浪瀬 仁	令和 6 年 6 月 27 日
東弘明後援会	東 弘明	主たる事務所の所在地	大島郡和泊町国頭2059-4	大島郡和泊町国頭2001	令和 6 年 7 月 4 日
めぐり健太郎後援会 健友会	廻 健太郎	会計責任者の氏名	廻 健太郎	砂坂 淳哉	令和 6 年 7 月 31 日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
川内田行博後援会	熊毛郡南種子町中之上3400-27	川内田 行博	令和 5 年 12 月 31 日
志水会	垂水市牛根境1395-2	森 武一	令和 5 年 9 月 15 日
しみず和弘後援会	枕崎市大塚中町62	清水 和弘	令和 5 年 12 月 31 日
城森しあき後援会	枕崎市妙見町294	中村 正人	令和 5 年 12 月 31 日
とくなが武次後援会	薩摩川内市永利町1926-2	木場 伸泰	令和 5 年 12 月 31 日

4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
塩田 康一	しおた康一後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市荒田一丁目42番2号1F	鹿児島市東千石町3番43号	令和 6 年 7 月 16 日
東 弘明	東弘明後援会	主たる事務所の所在地	大島郡和泊町国頭2059-4	大島郡和泊町国頭2001	令和 6 年 7 月 4 日